

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております)

## 2740号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

栗原ふるさととも祭(千葉県)



も く じ

随	活	情	政	論	活	活	活
想	動	報	策	説	動	動	動

- TPP参加の撤回求め実行運動II全国町村会.....(2)
- 間宮常任理事が民主党税制改正PT総会で意見.....(3)
- 渡邊常任理事が民主党地域主権調査会総会で意見.....(3)
- 多様性社会での農山村.....(4)
- 東京農業大学名誉教授・前学長 進士 五十八.....(7)
- 財政支援も行う「総合特区」を来年度創設へー政府、来年通常国会に法案提出ー.....(9)
- 町村Navi.....(10)
- 平成二十一年度町村職員生活協同組合.....(12)
- 自動車共済事業の概要報告II全国町村職員生活協同組合.....(12)
- 熊本県南小国町長 河津 修司.....(12)

### 閑話休題

## 都市と農山村を結ぶ「人」に光を

農村工学研究所 研究員 坂本 誠

人口減・高齢化に悩む農山村の新たな担い手として、都市に住む若者に期待が集まりつつある。総務省の「地域おこし協力隊」や農水省の「田舎で働き隊」など、都市の若者を農山村に派遣するしくみも整備されつつある。

こうした動きを反映してか、一時、私の勤める研究所に、数年前に開発したあるシステムへの問い合わせが相次いだ。それは、援農ボランティアと受入農家が携帯電話のインターネット通信機能を介して連絡を取り合えるシステム。IT技術の活用による援農ボランティア派遣の円滑化を目指したものである。ところが、実は当システムの開発により判明したのは、システムを整備するだけで情報が集まり、流れるわけではないこと。すなわち、情報を足で稼いで集める「人」が必要だということだった。

鳥取県に、学生人材バンクというNPO法人がある。8年前に当時の鳥取大学生が立ち上げた組織で、大学生を農山村にボランティア派遣する活動を行っている。現在はNPO法人となり、代表を含め7名の若者が専従スタッフとして勤務している。

情報発信や連絡調整は、主にネット上の情報共有システムを通じて行っが、上述の

システムと異なるのは、県内の人口減・高齢化の進む集落にスタッフが足数なく通い、住民と密に付き合いつながら受け入れニーズを収集している点である。だから、ネット上のシステムには生の情報が集まり、流れる。もちろん、集落に見ず知らずの若者が入るとなれば、さまざまな問題が発生する。若者側、集落側、双方へのケアも、彼らの仕事である。

一方で、彼らの活動は、継続性の点で常に課題を抱えているのもまた事実である。最大の課題は、活動の経済的基盤の確保である。ボランティア派遣事業は県の支援を受けてはいるものの、職員が十分な生計を立てるには厳しい金額しか支払われておらず、支援の永続性の保証もない。かといって、外部資金に頼らず自立運営できるような性質の事業ではない。人口減・高齢化への対策には、次世代育成への対応が不可欠だが、対策に携わる者自身が、次世代を育成する経済的余裕をもてないという矛盾が、ここにはある。

彼らのような都市と農山村のコーディネートに、社会的認知を与え、経済的な基盤を確保するしくみづくりが、いま求められているのではないだろうか。

### 写真募集

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先:全国町村会・広報部

# TPP参加の撤回求め実行運動 全国町村会



△筒井農林水産副大臣（左）に要請する藤原会長（左から二人目）、白石経済農林部会長（右から二人目）、杉本経済農林部会副部会長（右）



△森本民主党陳情要請対応本部副本部長（農水担当）（左）



△亀井国民新党代表（右から二人目）

農山漁村は、現在、疲弊の度を強めており、我々町村長は、農林水産業などの地域産業の振興に日夜全力を傾けている。

今、求められているのは、TPPへの参加検討などではなく、将来を見据えて海外とも競争できる農林水産業を早急に確立するための政策の樹立である。

全国町村会は10月29日、常任理事会、政務調査会を開催し、菅首相が今臨時国会の所信表明で参加を検討する旨発言したTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加の撤回を求める緊急決議を行い、11月4日、役員が関係先に実行運動を展開した。

実行運動では藤原忠彦会長（長野県川上村長）、白石勝也経済農林部会長（愛媛県松前町長）、杉本博文経済農林部会副部会長（福井県池田町長）が筒井信隆農林水産副大臣、森本哲生民主党陳情要請対応本部副本部長（農水担当）、亀井静香国民新党代表と面談し、緊急決議の実現方を要請。面談において本会役員は、町村にとつて農林水産業は基幹産業であり、TPPへの参加がもたらす打撃は計り知れず、政府・与党においてはTPPへの参加を撤回すべきである。今求められているのは、TPPへの参加を撤回の強い農林水産業を確立することであると強調した。

菅首相は、今臨時国会の所信表明において、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加を検討する旨発言したが、農林水産業が地域の基幹産業となっている全国の町村長としては、TPPへの参加について強い懸念を表明せざるを得ない。

一つには、TPPは例外なき関税撤廃を原則とするため、我が国の農林水産業を崩壊させ、食料の安定供給を揺るがすおそれがある重大な政策変更であるにもかかわらず、現場の声を一切聞かずに唐突にTPPへの参加検討を表明したのは、民意の

全くの無視である。

一つには、食料・木材自給率を50%まで引き上げるといふ政策目標や来年度から本格実施する戸別所得補償制度とTPPとの間の整合性をどのようにつとめるのか、とりわけ政策の継続性や財源等についての説明が全く無く、強い懸念を感じざるを得ない。

政府はこれまでもWTO（世界貿易機構）やFTA（自由貿易協定）などの国際交渉において、「国内農業・農村の振興などを損なうことは行わない」と述べてきており、TPPへの参加検討は「言行不一致」であり、撤回を求めるものである。

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に関する緊急決議

活 動

間宮常任理事が民主党税制改正PT総会で意見

民主党税制改正PT(座長・中野寛成衆議院議員)は11月2日、総会を開催し、社会保障・税共通番号制度について執行三団体からヒアリングを行った。本会からは間宮恒行常任理事



△間宮常任理事

(神奈川県大井町長)が出席し、「社会保障・税に関する番号制度」に関して、大井町における課税事務、社会保険料の賦課事務等の処理の現状を踏まえ、意見陳述を行った。

間宮常任理事ははじめに、税務行政について、正確な課税事務を行うため、最新の住民情報に基づき9000人近い個人住民税納税義務者の名寄せ・突合を労力をかけて行っている状況を説明。個人住民税課税事務により収集し、電子的に入力した所得状況等のデータを、そのまま国民健康保険税

や介護保険料の額の算定や軽減等の賦課事務にも活用していると述べ、税務部門と社会保障部門の緊密な連携なしに適正な事務を遂行することは不可能であると強調した。

こうした状況を踏まえ、番号制度を利用する範囲は、税務部門と社会保障部門で共通に利用できるものにする必要があるとあり、この2つの分野で共通番号を導入することにより、事務の効率化・簡素化の進展や利子所得の把握も容易になると述べた。また税務署との連携を考慮し、国税・地方税共

通の番号とすることが重要であると発言した。さらに、将来的には、行政全般にわたって事務の迅速化、効率化を図られ、結果として住民サービスの向上にも繋がることから、より幅広い行政分野で利用できるものへ発展させるべきであると訴えた。

また、使用する番号は、出生時に付与された統一番号であり、重複の恐れがなく、コスト面でも有利な住民票コードが最も望ましいと表明した。最後に、社会保障と税制を通じた一体的な番号制度の導入に当たっては、検討の状況に応じ、節目、節目で町村の意見を聴取するよう要望した。

渡邊常任理事が民主党地域主権調査会総会で意見

民主党は11月4日、地域主権調査会総会(会長・武正公一衆議院議員)を開催し、執行三団体から一括交付金化及び出先機関改革に関するヒアリングを行った。本会からは渡邊廣吉常任



△渡邊常任理事

理事(新潟県聖籠町長)が出席し、一括交付金の制度設計のあり方について、町村の立場から意見陳述を行った。渡邊常任理事は、はじめに財政規模が小さい町村は、投資的事業の内容が年度により異なり、必要な国庫補助金の額も変動することから、一括交付金になった場合、所要財源が確保され、規模の大きな事業の円滑かつ継続的な実施の可否を町村長が心配していると表明。また一括交付金で国の財源を捻出しようとする動きは、三位一体改革の二の舞になることを危惧しており、

こうした懸念を払拭するためにも、その総額は、対象となる補助金等の額と同額を確保し、「国と地方の協議の場」で決定すべきであるとの考えを述べた。また配分については、個々の町村において、制度化の前後でマイナスの影響を生じさせない制度設計であることが大前提であり、その上で投資的経費の交付基準には、道路の改良率や下水道の普及率など社会資本の整備状況を考慮するとともに、地域格差が拡大しないよう財政力の弱い団体への手厚い配分が不可欠であると強調した。

続いて、一括交付金の制度設計は、地方が自由に使えることが明確となるようわかりやすい仕組みにすることも、法的に自由度を担保するため「補助金適正化法」の適用除外とする必要があると述べた。さらに対象補助金の範囲では、離島振興関係補助金など特定地域や特別の事情により講じられているものは、一括交付金の対象外とすべきであるとした。また一括交付金化の対象と考えられる「地域再生基盤強化交付金」が、平成23年度予算の概算要求において廃止されていることに関して、政府として早急に代替措置を明らかにし、社会資本整備予算の総額を確保するよう強く求めた。

# 多様性社会での農山村

視 点

東京農業大学名誉教授・前学長 進士 五十八

## 国際生物多様性年は 新時代の幕開け

名古屋市の国際会議場とその周辺の交流フェア会場の賑わいは、日本の不景気風を吹きとばす勢いであった。

CBD、生物多様性条約のCOP10、締約国会議第十回。二〇一〇年一〇月のマスコミは正に生物多様性で盛りあがった一瞬であった。各国代表やUCN、UNEP、研究者、そして何よりも市民NPOの姿が多い。企業や自治体、大学のテントもたくさんでていて、生物多様性への危機感はやっと本物になったかと思える。

私自身も環境省の『里地里山保全活用行動計画』の検討会座長として、

COP10で日本が世界に発信する「SATOYAMAイニシアチブ」への共感のひろがりを実感した。ここからは間違いなく生物多様性の考え方が世界の、そして政治、経済、社会の基調となっていくだろう。また、そうならなければ、地球と人類の将来はないだろう。

もちろんCOP10の会場の賑わいや盛り上がり、またマスコミのとりあげた話題の広がりだけで楽観視するわけにはいかない。世論調査では「生物多様性」の言葉の認知度が低いと言われている。農業者の間では、特にその傾向が強いと言われている。ただ私は思う。およそ、日常語とは言いがたい「生物多様性」などという学術用語をおしついたり、「生態

系サービス」などわかつたようなわからないような言葉を使おうとする専門家の側こそ批判されるべきではないか。

「生きものにきわい」、「たくさん生き物の生命のつながり」、また「自然の恵み」と言えば、誰にもわかる。ましてや、日々農業の現場で、太陽と土と水と生き物をワンセットでつきあっている農山村の人たちは、理屈ぬきに、その大切さをわかっているはずだ。

だから私はこう考える。今年、二〇一〇年の国際生物多様性年は、多くの国民、市民にとって農林地、農林業、農法などのあり方がバイオダイバシティを左右する最大の要因であることを深く認識させた、いわば

これまで都市で完結していた都市民たちの関心事が農林業や農山村エリアに大きく拡大する重要な契機となったということ。

一方、農業関係者や農政を扱う行政関係者に対しては、農業基本法、食料農業農村基本法に次ぐ第三の変革、すなわち「生物多様性保全農業」とでもいうべき、新しい農法を全国土で展開すべきことを深く考えさせる重要な契機となった(？)。否、重要な契機とすべき年であろうということである。

## 農林の多面的機能の価値 計算の落とし穴

二〇〇一年、「農林業の多面的機能の評価」について日本学術会議が

論 説



撮影：伊藤信彦氏

進士 五十八 (しんじ いそや)

東京農業大学名誉教授・前学長、早稲田大学大学院客員教授、(社)大日本農会副会長  
 農学博士、造園学・環境計画・景観政策  
 1944年京都生まれ。これまでに東京農業大学学長、(社)日本造園学会長、(社)日本都市計画学会長、東南アジア国際農学会長などを歴任。  
 現在、日本学術会議環境学委員会委員長、日本野外教育学会長、自治体学会代表運営委員、政府の自然再生専門家会議委員、国土審議会特別委員、社会資本整備審議会臨時委員、環境省里地里山保全活用検討会座長、(財)水と緑の惑星保全機構理事長、(非)美し国づくり協会理事長、(非)日本園芸福祉普及協会会長、(非)みどりのゆび理事長など。  
 国立公園協会田村賞、日本造園学会賞、Golden Fortune表彰、土木学会景観デザイン賞、日本農学賞、読売農学賞、日本公園緑地協会北村賞など受賞。紫綬褒章受章。

主な著書『グリーン・エコライフ』(小学館)、『日本の庭園－造景の技とこころ』(中公新書・中央公論社)、『農の時代』(学芸出版社)、『ボランティア時代の緑のまちづくり』(東京農大出版会)、『都市になぜ農地が必要か』(実教出版)。  
 共編著『わが国農業・農村の再起』(農林統計協会)、『実践ガイド田園自然再生・よみがえる自然・生命・農・地域』(農文協)、『ルーラル・ランドスケープデザインの手法』(学芸出版社)ほか多数。

農水省に答申した。その折、ワーキングの三菱総研が「多面的機能の代替財の現在価格による貨幣価値」を試算した。農業では、洪水防止機能など多面的機能の合計は五兆五千億円/年。林業では、地表面侵食防止機能など多面的機能の合計は四兆七千億円/年という数字を導き出した。当事者は、農林業の大切さを国民に理解させ、その為の予算支出に非農家、サラリーマンの理解を得たいと考え、学術会議に委託したのだろう。

しかし、私は「農林」のもっている本当の価値を見誤らせてしまうことになったと思う。

ひとつには、日本国中の農林地の存在価値が、当時大企業一社で十兆円を売上げていたことと比較して、

五三兆円と試算して納得するほど関係者自身が農林の意味を過小評価している点。

もうひとつは、多面的とは言え、六〇七の機能で農林の総合的価値が試算できると考えるほど、科学的合理主義で安易に農業農村の価値や意義を矮小化して捉えてしまう浅薄な認識や姿勢で割り切っている点。

共に、ここに農業、農学関係者の内向きの気弱な理解度、認識方法を感ずしてしまう。

果して、日本の七割を占める森林や、国土の四割を占める里地里山が、国家国民にとって、その程度の存在でしかないのだろうか。

いま改めて生物多様性が叫ばれ、その切り札が「農林次第」であるこ

とを自覚しなければいけない時代には、近代科学の要素還元型の矮小化思考を反省し、「農」の現代的意義をもっと大きく捉える発想が必要である。

そのことは、農学研究者、農政関係者において最も鈍く、むしろ大都市などの市民の方が鋭いように思う。COP10の会場で出会った元氣な市民、そしてそつという市民と連携して元氣澆刺の農民の皆さんは、すでに「農」の現代的価値や意義を十分に自信をもって行動しておられる。

地球社会の持続性は  
 “多様性”から

私は生物多様性だけが大事だと思っていない。これからの地球の持続性には、自然・社会・文化のそれぞれに“多様性”が強く求められると思う。

結論を書く。自然的環境の持続性には「生物多様性」(バイオダイバシティ)が、社会的環境の持続性には「生活多様性」(ライフスタイルダイバシティ)が、文化的環境の持続性には「景観多様性」(ランドスケープ ダイバシティ)がそれぞれ不可欠である。

まずは、バイオダイバシティ。生き物は自然環境に適応して生きているから、自然環境の多様性を保持することが基本になる。

熱帯雨林の伐採や砂漠化は地球環境の多様性を失わせているし、都市開発、埋立造成は国土の多様性を壊している。都市の中の高密度化はコンクリート一色の自然の無い地域環境をつくり、生き物を生きられなくした。私が二十五年間かかわってきたJA東京中央会主催の「農の風景・景観コンテスト」は、この大都市東京の中にも「農」的な土地と風景を保全することが、東京の土地利用の多様性を保持し、様々な環境効果を都民生活に提供することになるとの信念で継続してきたもので、芋畑、稲田、茶園、果樹園など多様でローカリティ豊かな風景を保全して

いる。その結果、当然バイオダイバシティはもとより、体験農園、もぎとり果樹園などで都民のライフスタイルダイバシティを支え、没个性的な大都市の地域景観を個性化しランドスケープ ダイバシティをもたらしめている。

次は、ライフスタイルダイバシティについて。

これまでは、都市生活という都心で働き近郊で寝る。働くというところはサラリーマンになることではなかった。学校では偏差値第一であった。いずれも、働き方、学び方、ひとの生き方さえも、その時代社会の規範があつて誰れも同じ生き方を目指してきた。

末は博士が大臣か、から軍人、企業戦士まで、ライフスタイルのあるべき姿が統一であったのだ。信仰や文化面でも同じ傾向がつづく。イスラム教徒のテロリストの問題も一神教的な人生観の結果かもしれない。一方、世界的なメジャー金融資本に支配された、また極端な市場原理主義の下で、お金第一の人生観で、かつて儒教や仏教的な人生で静かに安定し、持続的であつた社会を形成していたアジア人もすっかり変質してしまつた。生産性の低い農業農村を捨て、工業と情報産業と都市に走つ

た現代人も、ようやくその非を理解しはじめている。ひとりひとり自らのくらし方、生き方をチョイス（選択）できる社会。ライフスタイルダイバシティのある社会の構築が、長い目でみた地球社会の安定につながることをわかつてきた。私の近著『グリーン・エコライフ』（小学館、二〇一〇）は、そうした生き方の舞台は、都心から郊外、農山漁村のあらゆる国土、地方にあることを具体的に解説、計画論も提示している。

その為には、お金で幸福になるという「経済福祉」の考え方を転換し「環境福祉」へ意識改革が必要だ。自然豊かな「美しい環境で、いい仲間たちと、いい時間を過ごすことこそハッピーだ」という考え方である。私が会長を引受けている「日本園芸福祉普及協会」は、そのひとつの展開を花や野菜づくりを通して活動。全国で数千名の会員が人生をエンジョイしている。これもひとつの生き方である。農山村は農とのふれあいの場だけでない。食や健康、越後妻有の如くアートまで多様なライフスタイルを可能にする大きな舞台である。後は、その流れをサポートする制度設計次第である。田舎、くらし、デュアルライフ、マルチハビテーター、グリーンツーリズム、市民

と農民の連携や対流等々、かなりの勢いで二十一世紀生活の主流化に向かつている。ただ、それが、ここまですべてきた「ライフスタイルダイバシティ」の文明的必然だという根本への理解を持たず、単なる商標のひとつという考えで取り組まれていたために、真のニーズに答えられず前進できていない例が少なくないように思う。

高度の工業製品によつて地球社会をおおい尽したいま、元来、生き物としての人間は、もはや水と緑、自然、すなわち農山村によつてしか救われない。少なくとも潜在的にはこうした考え方に共感する国民が着実に増えていることを踏まえ、都市民がアクセスしやすい物心両面のサポート、制度設計が不可欠であろう。

次に、ランドスケープダイバシティ。前述のふたつの多様性をすめれば結果的に国土全体は、多様で豊かな景観に仕上つていくはずである。ただ意図的に、景観法や条例を活用して「地域らしさ」をつくっていくことも大切である。ひとが旅をするのは、日常とは異つた体験がしたいからである。政府が観光立国施策をすすめるときの基本は、日本各地をかつての三百諸侯の時代以上に「景観多様性」を実現することにあ

るはずだ。各地の自然、歴史、文化、生業など土地固有の景観資源を顕在化し、訪問者とのふれあい時間を高めること。そのとき、いつでも都市生活で得られない空間、景観、体験のコントラストを意識することが第一である。少なくとも「田舎」とか「田園」の良さは、二流、三流の都市を目指す態度からは出てこない、と知るべきであろう。

私が審査委員長で今年八回目を実施した「田園自然再生活動コンクール」は、そのほとんどが都市民との連携で活発化しており、如何に多くの市民が自然はもとより農家農村と触れあいたいと思つていけるかがわかる。農村の受入体制や都市とのつきあい方は『実践ガイド・田園自然再生——よみがえる自然・生命・農・地域』（社）農村環境整備センター企画、農文協、二〇〇九）をみてほしい。

なお、私が都市との対比の観点から「農業農村の意義と景観の魅力と修景」について書いた『わが国農業農村の再起』（熊谷宏、進士ら、農林統計協会、二〇〇九）やその技術書『ルーラル・ランドスケープ・デザインの手法』（進士ほか、学芸出版社、一九九四）は、地域らしさの具体化のための本である。

政 策

◆ 政策解説 ▶▶▶

# 財政支援も行う「総合特区」を 来年度創設へ

## — 政府、来年通常国会に法案提出 —

政府は来年度、「総合特区」制度を創設する。従来の構造改革特区は財政支援がないため近年の提案数等の低迷が指摘されるが、総合特区では、規制緩和と同時に財政支援なども行う。推進体制では内閣に総理大臣を本部長とする地域活性化推進本部（仮称）を置き、総合特区ごとに自治体と関係省庁との「協議の場」を置く。今後、具体的な制度設計のため地方自治体等から募集していた提案を踏まえ、検討を本格化。総合特区法案等を来年の通常国会に提出する方針だ。

### 新成長戦略に位置付け

従来の特区は、2002年度に始まり、これまでに650件を超える提案が実現。しかし財政支援がないことから近年は提案・実現件数が低迷していると指摘される。この問題を解決できる総合特区制度の創設は、政府が6月18日に閣議決定した「新成長戦略」の「21の国家戦略プロジェクト」に位置付けられた。

「新成長戦略」では、第2章の基本方針で、「制度改革と一体的に実施することで相乗的な効果が期待される政策・事業を重視する。特に潜在的な需要を抑えているルールを変更すること（規制・制度の改革、総合特区の創設等）は極めて重要」と

明記。さらに第3章の観光立国・地域活性化戦略で、「これからの国の地域振興策は、NPO等の『新しい公共』との連携の下で、特区制度等の活用により、地方の『創造力』と『文化力』の芽を育てる施策に転換しなければならない」とした。

また、「投資効果の高い大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す必要がある」と指摘。「この整備に当たっては、厳しい財政事業の中で、特区制度、PFI、PPP等の積極的な活用により、民間の知恵と資金を積極的に活用する」とした。その上で、「21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト

」の一つとして、「地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の『選択と集中』の観点を最大限活かす『総合特区制度』を創設する」とし、「具体的には①我が国全体の成長を牽引し、国際レベルでの競争優位性を持ちうる大都市等の特定地域を対象とする『国際戦略総合特区（仮称）』を設け、我が国経済の成長エンジンとなる産業や外資系企業等の集積を促進するため、必要な規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的に盛り込む。その際、法人税等の措置についても検討を行う。また、②全国で展開する『地域活性化総合特区（仮称）』では、地域の知恵と工夫を最大限活かす規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等、『新しい公共』との連携を含めた政策パッケージを講じる」と盛り込んだ。

### 自治体等が450件の提案

政府はこれを受けて今年7月20日から9月21日まで、制度設計を行うための具体的な規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置のアイデアを地方自治体等から募集。その結果、延べ278団体から計450件の提案（うち自治体は延べ152

## 策 政

団体が327件)があり、内訳は「国際戦略総合特区(仮称)」が92件で、「地域活性化総合特区(仮称)」が358件。それぞれの提案に、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置の提案が含まれているが、その内訳は規制の特例措置が2004件、財政上の支援措置が1677件、税制上の支援措置が1085件などだった。

具体的な提案内容をみると、山形県は力を入れる有機E1(エレクトロ・ルミネッセンス)の研究者らの在留期間延長や法人税軽減等を、福島県は建築物、消防設備の基準を緩和する「里・山いきいき総合特区」や農地転用の手続を簡素化する「ふくしま・アグリビジネス総合特区」などを提案。栃木県は、良質な水や豊かな農産物の活用により食品産業や農業などの振興等を目指すため、契約野菜安定供給事業の生産者負担金の最大半減や食品関連企業の研究費に対する法人税の控除率引下げなどを求めたほか、小水力や太陽光などクリーンエネルギー発電の普及により、農業振興、農村の生活環境の整備などを図るため、小水力発電施設設置の許可を届け出に緩和することなどを提案した。

埼玉県は環境・エネルギー産業や

自動車関連産業等を対象に、工場を建設する際の農地転用許可を農水相から知事に権限移譲。太陽光発電設備の設置面積を緑地面積とみなすことなどを、静岡県は新エネルギーの導入率倍増を目指し、新エネルギー装置の研究開発・設備投資に対する税制優遇措置などを提案。福井県は、植物工場やデータセンターの誘致を進めるため、法人税にかかる租税特別措置の対象にこれらの施設を追加することなどを求めた。

また、九州7県と経済界などでつくる九州観光推進機構は、「九州アジア観光戦略特区」として、外国人観光客の条件付きノービザ化や、外国船籍のクルーズ船に限り日本領海内でのカジノ利用を許可することなどを、京都市はナラ枯れた木々を私有地であっても市長の権限で伐採が即時にできる規制緩和などを提案した。

### 特区について「協議の場」

政府はこれを踏まえ今後、今年10月に新成長戦略実現会議の下に設置した「総合特区制度、環境未来都市」構想に関する会議(議長・片山善博)地域活性化担当相)で、成長戦略の推進のため、優先的に検討に着手すべき事項について各省と協議・

調整。12月に新成長戦略実現会議に対応、調整状況を報告し、協議が調ったものは総合特区法案や同法に基づく基本方針に反映させる考え。片山担当相が10月の新成長戦略実現会議で提出・説明した「総合特区制度について」によると、政府は総合特区制度の推進体制として、地域活性化の推進等に必要な施策を集中的かつ一体的に実施するため、内閣に全閣僚をメンバーとする地域活性化推進本部(仮称、本部長・内閣総理大臣)を設置。また、関係府省との所要の調整を行い、地域からの提案に対する対応方針の案等を策定するため、本部の下に、副大臣・政務官レベルの総合特区推進WG(仮称、座長・総合特区担当副大臣)を置く。

さらに、総合特区ごとに、法に基づき自治体など総合特区の実施主体と、関係省庁との「協議の場」を設置。国と地域の協働プロジェクトとして、規制・制度改革や支援措置について協議・改善等を行う。

総合特区の趣旨や要件、総合的な支援のあり方を盛り込む基本方針については、地域活性化推進本部で案を作成の上、閣議決定。総合特区の指定は、要件を満たす国として推進すべき提案を、総合特区推進WGにおける検討、調整を経て、地域活性

化推進本部で指定する。指定要件には①包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示があること②成長分野の活性化や地域の活性化といった目的に対し有効で、我が国の成長に資する新しい分野を切り開くなど先駆的な取組みであり、一定の熟度を有すること③地方税の減免や地域独自の補助金、住民負担を伴う規制強化など、地域の「本気度」を示す責任ある関与があることなどを列挙。なお、総合特区の指定を受けた自治体などの実施主体は、実施計画案を作成、総理大臣が認定する。

政府は総合特区制度の創設に向けて既に予算・税制改正を要求中。内閣府は総合特区推進調整費や総合特区支援利子補給金として来年度予算概算要求に823億円を要求。税制改正では、国際戦略総合特区における税制上の特例措置として、投資税額控除や特別償却制度、事業の課税所得控除制度の創設を求めたほか、国際戦略総合特区・地域活性化総合特区での税制特例措置として地域戦略推進を担う事業者に対する出資についての所得控除制度の創設などを要求している。政府は法律・予算が成立すれば来年度から、総合特区の提案を募集。夏・秋ごろ指定していく方針。

情 報

# 町村Navi

## 岩手県滝沢村

### 水道水源保護条例を制定

村はこのほど、水道水源保護条例を制定した。良好な水環境を現在から将来の世代が享受できるよう維持保全し、将来へ引き継ぐことが理念。村長の諮問機関「水道水源保護審議会」の設置に係る一部施行、周知期間を経て、平成23年4月1日から施行する。

条例の主な特徴は、①「地下水採取規制区域」を指定して地下水を保全②「水道水源保護水域」を指定して、区域内に有害物質を含む排出水が排出されるおそれのある事業活動に対して「水道水源保護協定」を締結し、水源水質を保全③条例遵守を怠り改善勧告または命令に従わなかった場合や水道水源保護協定に違反したときは水道水源保護審議会の意見を聴いた上で公表④「地下水採取規制区域」や「水道水源保護水域」などの条例適用地区の指定等は、水道水源保護審議会に諮って定めていく。

村の水道は主に岩手山麓の豊富で良質な地下水を水源とし、水需要量のおよそ8割をこの地下水で賄う。地下水の一部で水道PR用にはペットボトルを作製し、見学者などに提供しているほか、村の茶道協会が催すお茶会などでも利用されているという。

## 長野県松川村

### すずむし保護条例を制定

村はこのほど、「安曇野松川村すずむし保護条例」を施行した。同条例は、

すずむしの保護を村の豊かな自然環境と田園景観の保全につなげ、全国に誇る「すずむしの里」づくりを進めることを目的に制定。9月議会で全会一致で採決され、9月8日に公布・施行した。

条例は、村内全域をすずむしの保護区域に規定。土地改良事業等を実施する場合は「すずむしの生息環境に配慮した工法に務める」よう求めたほか、村長が認めた場合以外の「すずむしの捕獲を禁止」するとした。

村はすずむしが数多く生息する「すずむしの里」として、2006年に鈴虫を村の特別シンボルに指定。村民有志が村おこしのために始めた全国にすずむしを宅配する「すずむし小包便」事業のほか、村のマスケットキャラクタの「リンリンちゃん&りん太君」や村産のブランド米「鈴ひかり」、多目的交流センターの「すずむし音ホール」、村営温泉施設の「すずむし荘」などすずむしにちなんだ名称も多くある。

## 三重県大台町

### オフセット・クレジット事業を開始

町は、地球温暖化防止への取組みの一環として町有林整備等によるCO<sub>2</sub>吸収量を、CO<sub>2</sub>排出企業等に販売するオフセット・クレジット事業を始めた。近く、民間企業と調印する。

同制度は木質バイオマスの利活用や簡伐等の森林管理で実現されるCO<sub>2</sub>の排出削減量や吸収量を、カーボン・オフセット(CO<sub>2</sub>の相殺)に用いるクレジットとして認証。CO<sub>2</sub>排出企業等は、このクレジット購入で削減し

きれなかつたCO<sub>2</sub>削減量を埋め合わせる。町の面積の93%は森林で、町が所有する森林1,597haのうち98年以降に簡伐した人工林を「森林管理等による吸収量」として申請、08・09年度分として2,389トンのCO<sub>2</sub>吸収量の認証を受けた。なお、町では、このクレジットの販売収益は「大台町自然との共生基金」に積立て、森林の適正管理や環境保全を担う集落の活性化、合併処理浄化槽の整備、地域のグループ活動や人材育成に役立てることにしている。

## 岡山県矢掛町

### 「子育て応援補助金」付き分譲地販売

町は、「子育て応援補助金」などの特典付き住宅分譲地を販売中だ。「矢掛町移住計画」の一環で、水道加入負担金なども免除する。

販売しているのは「本掘住宅分譲地」の四区画。面積62〜73坪、価格は434〜496万円で、町の土地開発公社が整備。宅地取得から1年以内に住宅を建てるなどが条件。「子育て応援補助金」は、0才〜小学6年生までの子供がいる購入者に購入価格の1割を補助する。併せて、①水道加入負担金(8万4,000円)②公共下水道の受益者負担(28万円)を公社が負担する。

このほか、矢掛放送の加入金補助(5万2,500円)、太陽光発電設置補助金(KW当たり7万円)の特典もある。既に「山田小学校前分譲地」6区画も同様の「特典」で販売、3区画が売約済みで、2世帯が町外からの購入だった。

町では、このほか「矢掛町移住計画」として、町内にある「空き家・空き地・空き農地」の情報をホームページで提供している。

## 福岡県宇美町・志免町・須恵町

### 基幹業務システムをネットワーク経由で提供するサービスを導入

3町はこのほど、基幹業務システムをネットワーク経由で提供するサービスを導入した。これはNECの「住民情報」や「財務会計」など基幹業務パッケージソフトを3町向けにカスタマイズし、福岡市に本社がある㈱BCCのデータセンターソリューションとして提供するもの。クラウドサービスと呼ばれ、総務省も自治体への導入を推進している。

両社によると、従来、複数の自治体が基幹システムを共同利用する場合、構成自治体の独自仕様で大幅にカスタマイズしたシステムを自庁内またはデータセンターに設置する形態が主流で、後から他の自治体が参加するのは困難だった。しかし今回のケースではパッケージソフトをベースに、カスタマイズを可能な限り限定することにも、標準化されたクラウドサービス基盤を利用しているため、同県内の自治体の段階的な参加が行いやすくなるという。

今回のサービス導入により、業務プロセスの見直し・標準化を実現。さらにデータセンターを利用することで、基幹システムにかかるトータルコストを約40%削減できると見込まれている。

活 動

平成二十一年度 町村職員生活協同組合 自動車共済事業の概要報告

全国町村職員生活協同組合

全国町村職員生活協同組合が行う火災共済および自動車共済の平成二十一年度事業概要および決算については、本年七月一日に開催された総代会の議決を得たので、定款の規定に基づき次のとおり公告する。

事業概要

本組合は、町村職員の所有する住宅の火災によって生ずる財産の損害を相互救済するため、昭和二十九年四月消費生活協同組合法に準拠した職域生協として発足し、火災共済事業を開始した。その後、モーターゼーションの進行で、町村職員の自動車の保有も増加、これに比例し自動車事故も多発化し、偶発の自動車事故によって生ずる町村職員の経済負担も著しいことから、昭和四十二年四月より自動車共済事業を併せて実施した。両事業開始以来、事業内容の改善充実につとめ、協同互助の精神に基づく町村職員等の生活の安定に寄与することに最大限の努力を傾注し、今

日に至っている。  
平成二十一年度の事業概要は下記のとおりで、組合員については、前年度比一五・〇九二八(七・八%)の減となった。  
火災共済事業は、契約件数で前年度より二、三七〇件(二・三%)の減となり、共済掛金も前年度比二、〇九九万九千九百一十五(一・五%)の減となった。風水雪害特約共済は、契約件数で前年度より二、一〇七件(〇・七%)の減となり、共済掛金は前年度比四万九千九百一十二(一・一%)の減となった。

一方、共済金の支払は、火災共済事業で前年度比二九八件(五二・〇%)の減となり、共済金合計においても一億四、四二五万九千九百一十二(二六・四%)の減となった。また、風水雪害特約共済の給付については前年度比三件(五・九%)の減となり、共済金合計においては四、六八五万九千九百一十二(一四三・〇%)の増となった。さらに、災害見舞金の給付件数については、前年度五七件に

比し一六件、災害見舞金にして一三万七千九百一十二の給付があった。  
自動車共済事業では、支払件数で前年度比一、二二二件(一・四%)の減となり、共済金合計においては四、七四万九千九百一十二(〇・二%)の増となった。  
本年度における事業剰余金をもってする事業利用分量割戻金の配分率は、火災共済が二・三%程度、風水雪害特約共済が二・二%程度、

表1 組合加入状況

区分	人員	口数	出資金
平成21年度	177,677人	17,246,860口	1,724,686,040円
平成20年度	192,769	18,588,740	1,858,874,020
比較増減	△ 15,092	△ 1,341,880	△ 134,187,980
増減率	△ 7.8%	△ 7.2%	△ 7.2%
平成19年度	195,129	18,784,416	1,878,441,680
平成18年度	198,056	19,117,379	1,911,737,920

(注) △印は減を示す。  
出資金額は預り出資金(1口100円未満の端数口数の累計額)733,240円を含む。

表2 火災共済加入状況

区分	共済契約件数	契約口数	共済掛金
平成21年度	99,727件	22,934,524口	1,378,430,210円
平成20年度	102,097	23,302,186	1,399,427,430
比較増減	△ 2,370	△ 367,662	△ 20,997,220
増減率	△ 2.3%	△ 1.6%	△ 1.5%
平成19年度	104,510	23,626,516	1,419,510,090
平成18年度	107,114	23,951,638	1,440,040,750

(注) △印は減を示す。

表3 風水雪害特約共済加入状況

区分	特約付加件数	契約口数	特約共済掛金
平成21年度	28,339件	6,337,008口	317,368,610円
平成20年度	28,550	6,330,867	317,321,670
比較増減	△ 211	6,141	46,940
増減率	△ 0.7%	0.1%	0.0%
平成19年度	28,728	6,303,344	315,935,670
平成18年度	28,859	6,263,384	313,905,670

(注) △印は減を示す。

表4 自動車共済加入状況

区分	契約台数	共済掛金
平成21年度	209,041台	5,662,001,500円
平成20年度	211,894	5,751,511,310
比較増減	△ 2,853	△ 89,509,810
増減率	△ 1.3%	△ 1.6%
平成19年度	214,286	5,401,115,700
平成18年度	217,211	5,514,356,940

(注) △印は減を示す。

表5 火災共済金支払状況

区分	火災共済金		臨時費用共済金		残存物取片づけ費用共済金		失火見舞費用共済金		合計	損害率
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
平成21年度	275件	350,616,756円	275件	39,263,408円	119件	11,583,708円	4件	1,000,711円	402,464,583円	29.2%
平成20年度	573	484,116,949	573	47,977,490	249	13,849,409	4	775,000	546,718,848	39.1
比較増減	△ 298	△ 133,500,193	△ 298	△ 8,714,082	△ 130	△ 2,265,701	0	225,711	△ 144,254,265	△ 9.9
増減率	△ 52.0%	△ 27.6%	△ 52.0%	△ 18.2%	△ 52.2%	△ 16.4%	0.0%	29.1%	△ 26.4%	-
平成19年度	505	386,695,931	505	38,042,374	174	8,168,607	3	1,007,500	433,914,412	30.6
平成18年度	618	530,736,371	619	50,368,210	262	14,175,305	6	1,038,360	596,318,246	41.4

(注) △印は減を示す。

表6 風水雪害特約共済金支払状況

区分	特約共済金		臨時費用共済金		残存物取片づけ費用共済金		合計	損害率
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
平成21年度	48件	70,096,543円	48件	8,459,499円	25件	1,071,699円	79,627,741円	25.1%
平成20年度	51	27,720,432	51	4,158,084	38	896,160	32,774,676	10.3
比較増減	△ 3	42,376,111	△ 3	4,301,415	△ 13	175,539	46,853,065	14.8
増減率	△ 5.9%	152.9%	△ 5.9%	103.4%	△ 34.2%	19.6%	143.0%	-
平成19年度	65	68,343,475	65	10,251,551	31	1,407,130	80,002,156	25.3
平成18年度	146	124,378,465	146	17,969,491	86	3,204,291	145,552,247	46.4

(注) △印は減を示す。

活 動

表7 見舞金支払状況

Table with 4 columns: 区分, 件数, 見舞金, 一件当りの見舞金. Rows include 平成21年度, 平成20年度, 比較増減, 増減率, 平成19年度, 平成18年度.

(注) △印は減を示す。

表8 自動車共済金支払状況

Table with 7 columns: 区分, 対物賠償共済 (件数, 金額), 対人賠償共済 (件数, 金額), 合計 (件数, 金額), 損害率. Rows include 平成21年度, 平成20年度, 比較増減, 増減率, 平成19年度, 平成18年度.

(注) △印は減を示す。

表9 自動車共済臨時費用支払状況

Table with 7 columns: 区分, 傷害 (件数, 金額), 死亡 (件数, 金額), 合計 (件数, 金額). Rows include 平成21年度, 平成20年度, 比較増減, 増減率, 平成19年度, 平成18年度.

表10

貸借対照表

平成22年3月31日現在 (単位: 千円)

Balance Sheet table with columns for 資産 (流動資産, 固定資産), 負債・純資産 (共済契約準備金, 流動負債, 出資金, 法定準備金, etc.).

(千円未満切り捨てのため、合計額があわない場合がある。)

損益計算書

自:平成21年4月1日 至:平成22年3月31日 (単位: 千円)

Income Statement table with columns for 収入 (共済掛金, 共済契約準備金戻入, etc.), 支出 (支払共済金, 見舞金等, etc.), 経常剰余金, 法人税等, 当期剰余金.

自動車共済が一九％程度となる見込みである。
1、組合加入の状況
平成二十一年度は、共済契約のない組合員の整理を実施(約一二、〇〇〇人脱退)したことにより、平成二十一年度末現在の組合員数は一七七、六七七人で前年度に比し一五、〇九二人(七・八％)減少した。また、出資金については、前年度に比し一億三、四一八万余円(七・二％)減の一七億二、四六八万余円となった。なお、本年度における割戻金の一部を出資金に充当した額は一、七八三万余円となった。

2、共済契約状況
(1)火災共済事業
(1)火災共済
契約件数は九九、七二七件で前年度に比し二、三七〇件(二・三％)減少し、契約口数も三六七、六六二口(二・六％)減少した。共済掛金は一三億七、八四三万余円で、前年度より二、〇九九万余円

減少した。また、一件当り平均口数は二二九口(二、二九〇万円)となり前年度より一口(十万円)の増となっている。
(2)風水害特約共済
特約付加件数は二八、三三九件で前年度に比し二一件(〇・七％)減少した。特約共済掛金は、三億一、七三六万余円で前年度より四万余円の増となった。なお、火災共済契約件数に対する特約付加件数の割合は二八・四％であった。
(2)自動車共済事業
契約台数は二〇九、〇四一台と前年度に比し二、八五三台(一・三％)減少した。共済掛金は五億六、二〇〇万余円となり、前年度より八、九五〇万余円(一・六％)減となった。また、一件当りの平均共済掛金額は二

七、〇八五円となった。
3、共済事故状況
(1)火災共済事業
支払件数は前年度に比し共済金で二九八件(五二・〇％)減の二七五件、臨時費用共済金で二九八件(五二・〇％)減の二七五件、減の二七五件、残存物取片づけ費用共済金で二三〇件(五二・二％)減の一一九件、失火見舞費用共済金では昨年と同じ四件となり、共済金の合計は前年度に比し一億四、四二五万余円(二六・四％)減の四億二、四六六万余円となり、損害率は前年より九・九ポイント低い二九・二％となった。
なお、本年度は既発生罹災のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、一億六、一一〇万余円の火災共済支払備金を計上し、平成二十二年度に繰越すこととなった。
(2)風水害特約共済
支払件数は前年度に比し特約共済金で三件(五・九％)減の四八件、臨時費用共済金で三件(五・九％)減の四八件、残存物取片づけ費用共済金で三件(三四・二％)減の二五件となり、共済金の合計は前年度に比し四、六八五万余円(一四三・〇％)増の七、九六二万余円となり、損害率は全体で前年度より一四・八ポイント高い二五・一％となった。
なお、本年度は既発生罹災のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、三、二〇七万余円の風水害特約共済支払備金を計上し、平成二十二年度に繰越すこととなった。
(3)見舞金
前年度に比し件数で四一件減の一六件、見舞金額で九三三万余円減の三三七万余円となった。
(2)自動車共済事業
(ア)共済金
支払件数は前年度に比し対物賠償で一六二件(二・二％)減の七、一九七件、対人賠償では五〇件(六・二％)増の八五一件となった。
また、共済金においては前年度に比し対物賠償で二、五九四万余円(一・八％)減の一三億九、三六四万余円、対人賠償においては三、〇六八万余円(五・一％)増の六億三、三二二万余円となり、共済金の合計は前年度に比し四七四万余円(〇・二％)増の二〇億二、六七六万余円となった。損害率は全体で前年度より〇・六ポイント高い三五・八％となった。
なお、本年度は既発生事故のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、一三億三、四五七万余円の自動車共済支払備金を計上し、平成二十二年度へ繰越すこととなった。
(イ)臨時費用
支払件数は前年度に比し傷害で二件(三・八％)増の五五件、死亡は四件(五七・一％)増の一件となった。また臨時費用の金額は傷害で六万円(三・八％)増の一六五万円、死亡は四七万円(七四・六％)増の一〇万円となり、臨時費用の合計は、前年度に比し五三万円(三三・九％)増の二七五万円となった。

随 想

## 天上の御意見番

熊本県南小国町長 河津 修司



00歳近い先輩から言われると重みがあり骨身に沁みる。昨今の緊縮財政で厳しい予算であるし、国道、県道、町道の管理区分もあり難しい面もあるが早く改修を終えなければと心新たにしたところである。

この夏、わが町の代表監査を長く勤めていただいた人が亡くなった。豪放磊落な性格だが、決して粗暴ではなく常識人だった。町内を自転車で廻りながら誰にでも声をかけるし、また、誰からも声をかけられる、周りを明るくするみんなの人気者だった。役場庁舎のどこにいてもその存在がわかるくらい声が大きかった。ゆえに、この人と内緒の話や隠し事はできなかった。80歳を超えていたが時代遅れしていなかったし、大変記憶力もよかった。カラオケも好きで、割と新しい歌を歌っていた。まさに時代劇に出てくる江戸時代の天下の御意見番、大久保彦左衛門みたいな人だった。この人は常々「監査は何か問題が起きて町長が謝らなくていいように問題を未然に防ぐためにやっているようなものだから、

耳の痛いことも遠慮はしないではっきり言わせてもらおうよ」と言っていて、決算書の監査意見書など厳しい指摘も多く書かれていた。また、本町では若い役場職員が持ち回りで町内放送をしているのだが、この放送に対しても何を言ってるかよく聞き取れないから改善するようにとよく指摘されていた。国や県の官公庁の影響もあって役所言葉というのは何かと横文字が多いし、難しい漢字が多すぎる、わざと分り難い表現にして住民を煙に巻いているのではないか。高齢者も多いのだから、難しい言葉を使わないでもっと町民に分りやすい表現にして、もっとゆっくり一つ一つの言葉をはっきりと言つようにしなさいとのことだが、至極もっともな意見だと思う。私にとつて父親みたいな存在であったが、もうあの大きなたみ声が聞けなくなったのは寂しい限りである。冥福を祈るとともに生前に指摘された事柄を忘れることなく、「天上の御意見番」から怒られないようにしっかりと町政をしていかねばと改めて肝に命じたところである。

南小国町は九州のほぼ中央、阿蘇山の北に位置する人口4、600人余りの山間の小さな町である。瀬の本高原や近年話題のパワースポットの押し戸石の丘など自然景観が素晴らしいところが多く、「日本で最も美しい村連合」に加盟し活動している。

町民の性格は至っておとなしく他人にもやさしい人が多いが、中には熊本県人らしく「肥後もっこす」(頑固者)も何人かはいる。

元々農畜産と林業の町であったが、近年は露天風呂めぐりで有名になった黒川温泉や小田温泉などの温泉入浴客や小国郷そば街道にお蕎麦を食べに来て頂くお客様が大変多くなり観光の町としての顔が大きくなっていく。

本町では毎年、金婚(結婚後50年)、ダイヤモンド婚(60年)夫婦の表彰をしているが、先日、町で初めてのプラチナ婚夫婦の表彰をさせていただいた。他地域では結婚後65年や70年で祝つ所もあるようだが、本町では75年で祝つことにしている。当然、お二人とも100歳近くで少し耳は遠いが自宅で息子さん夫婦(金婚)と生活しておられ、時々デイサービスに行くくらいで非常に元気が良い。特におばあちゃんのほづがよくしゃべるし、老人演芸会などで歌いだすともう止まらないくらい湧刺としている。このおばあちゃんから、昔の町長は自宅前の道を改修して欲しいと要望すればすくにしてくれたが、今はなかなかできないと私に対する苦言もいただいた。なるほど一